

諮問庁：国立大学法人京都大学

諮問日：平成30年5月1日（平成30年（独情）諮問第23号及び同第24号）

答申日：平成30年12月12日（平成30年度（独情）答申第50号及び同第51号）

事件名：懲戒・訓告等実施一覧の一部開示決定に関する件

「ハラスメント防止規程第12条に基づく報告状況一覧」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月8日付け京大総法情第99号及び同第100号により国立大学法人京都大学（以下「京都大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、不開示とした部分は違法であり、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求人は、平成29年12月8日、京都大学から原処分を受けた。しかし、本件処分で不開示とされた被処分者の氏名、部局名、官職、発生日、内容、処分内容及び備考欄は法5条1号の不開示情報に該当せず、また当人は他の学生や職員、外部の人とも接することから人の生命、健康、生命又は財産を保護するため公にすることが必要である。また、この情報は勤務の中で起こったことであるので職務の遂行に係わる情報である。

以上より、不開示とした部分は違法であるから、取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る原処分

(1) 原処分1

法人文書一部開示決定

- ・ 被処分者の氏名は、特定の個人を識別できる情報であり、また、部局名及び官職、発生日については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなる情報であり、法5条1号に該当するため、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を除き不開示とする決定を行った。
- ・ 「内容」、「処分内容」及び「備考」欄の記述のうち、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる情報については、法5条1号に該当するため不開示とする決定を行った。

(2) 原処分2

法人文書一部開示決定

- ・ 「事案」欄に記載された申立人及び被申立人並びに「申立日」、「開始報告日」、「3月経過報告日」、「報告部局」のそれぞれの欄については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる情報であり、法5条1号に該当するため、不開示とする決定を行った。
- ・ 申立て概要は、申立人が申立てた内容の概要を記載したものであり、これを公にすると、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるおそれがあり、また個人の識別ができなくても、これを公にすると、なお個人の権利利益を害するおそれがあり法5条1号に該当するため、及び、これを公にすると、本学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、今後、率直な意見を述べることを躊躇する者が現れるなど、本学のハラスメント対策事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあることから法5条4号に該当するため、不開示とする決定を行った。
- ・ 備考には、申立人や被申立人への対応等を記述しており、これを公にすると、本学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、今後、率直な意見を述べることを躊躇する者が現れるなど本学のハラスメント対策事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあることから法5条4号に該当するため、不開示とする決定を行った。

2 原処分を行った理由

(1) 原処分1

審査請求人は、平成29年8月9日付け法人文書開示請求書により、京都大学の教職員就業規則に基づく懲戒処分の各処分の詳細（処分された者、処分内容、処分日、処分理由）が分かる一覧表の開示を求めたものである。

これについて処分庁は、開示請求に係る法人文書を特定し、一部開示

決定（原処分1）を行った。

この原処分1に対する審査請求の理由は、以下のとおりである。

本件処分で不開示とされた被処分者の氏名、部局名、官職、発生日、内容、処分内容及び備考欄は法5条1号の不開示情報に該当せず、また当人は他の学生や職員、外部の人とも接することから人の生命、健康、生命又は財産を保護するため公にすることが必要である。また、この情報は勤務の中で起こったことであるので職務の遂行に係わる情報であるため、不開示とした部分は違法であるから、取り消されるべきであるというものである。

以下では、原処分1を行った理由を説明する。

本審査請求に係る事案は、本学教職員の懲戒・訓告等の実施に係る一覧表の開示であるが、同表の被処分者の氏名は、特定の個人を識別できる情報であり、また、部局名及び官職、発生日については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなる情報であり、法5条1号に該当するため、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を除き不開示とする決定を行ったものである。

また、「内容」、「処分内容」及び「備考」欄の記述のうち、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる情報については、法5条1号に該当するため不開示とする決定を行ったものである。

よって、諮問庁は、原処分1に付記した理由に誤りはなく、原処分1維持が適当と考えるため、諮問を行うものである。

（2）原処分2

審査請求人は、平成29年8月9日付け法人文書開示請求書により、京都大学の2010年度からのハラスメント（認定されたものも認定されていないものも）の詳細が分かる報告の一覧の開示を求めたものである。

これについて処分庁は、開示請求に係る法人文書を特定し、一部開示決定（原処分2）を行った。

この原処分2に対する審査請求の理由は、以下のとおりである。

本件処分で不開示とされた部分は法5条の不開示情報に該当せず、また当人は他の学生や職員、外部の人とも接することから人の生命、健康、生命又は財産を保護するため公にすることが必要である。また、この情報は勤務の中で起こったことであるので職務の遂行に係わる情報であるため、不開示とした部分は違法であるから、取り消されるべきであるというものである。

以下では、原処分2を行った理由を説明する。

本審査請求に係る事案は、京都大学におけるハラスメントの防止等に

関する規程（以下「ハラスメント防止規程」という。）12条に基づく報告に係る一覧の開示であるが、同表の「事案」欄に記載された申立人及び被申立人並びに「申立日」、「開始報告日」、「3月経過報告日」、「報告部局」のそれぞれの欄については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる情報であり、法5条に該当するため、不開示とする決定を行ったのである。

申立て概要は、申立人が申立てた内容の概要を記載したものであり、これを公にすると、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるおそれがあり、また個人の識別ができないとしても、これを公にすると、なお個人の権利利益を害するおそれがあり法5条1号に該当するため、及び、これを公にすると、京都大学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、今後、率直な意見を述べることを躊躇する者が現れるなど、京都大学のハラスメント対策事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあることから法5条4号に該当するため、不開示とする決定を行ったものである。

備考には、申立人や被申立人への対応等を記述しており、これを公にすると、京都大学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、今後、率直な意見を述べることを躊躇する者が現れるなど京都大学のハラスメント対策事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあることから法5条4号に該当するため、不開示とする決定を行ったものである。

よって、諮問庁は、原処分2に付記した理由に誤りはなく、原処分2維持が適切と考えるため、諮問を行うものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月1日 諮問の受理（平成30年（独情）諮問第23号及び同第24号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月28日 審議（同上）
- ④ 同年10月29日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年12月10日 平成30年（独情）諮問第23号及び同第24号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書は、別紙1に掲げる文書1及び文書2であり、処分庁は文書1の一部を法5条1号に該当するとして、また、文書2の一部を同条1号及び4号に該当するとして、それぞれ不開示とする原処分を行った。

審査請求人は不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は不開示を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- (2) なお、当審査会において、本件開示実施文書を確認したところ、文書1の「処分日」欄に記載されている情報の一部がマスキング処理をされて不開示部分として扱われていることが認められる。しかしながら、原処分1に係る開示決定通知書の別紙に記載された「不開示とした部分とその理由」を見ると、当該部分が不開示部分に含まれていることを前提とした記載が見当たらないことから、原処分1においては不開示とされていないものと認めるほかはなく、したがって、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1について

ア 文書1を見分したところ、文書1は、京都大学が教職員に対して行った23件の懲戒処分事案（以下「本件懲戒事案」という。）が記載された一覧表であると認められる。

当該一覧表には、「部局名」欄、「官職」欄、「氏名」欄、「発生日」欄、「監督者責任」欄、「内容」欄、「処分日」欄、「処分内容」欄及び「備考」欄が設けられ、懲戒処分事案ごとに各欄に該当する情報が記載されており、そのうち、「処分日」欄及び「監督者責任」欄を除く各欄の一部が不開示となっていると認められる。

イ 諮問庁は、これらの情報のうち、特定の個人を識別できる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることになる情報については、法5条1号イに該当するものを除き、同号本文に該当するとして不開示とした旨説明している。

ウ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、不開示理由について改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

- (ア) 京都大学では懲戒処分を行ったときは、大学運営の透明性を確保するとともに、教職員の服務並びに学生の本分に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的として、「京都大学における懲戒処分の公表基準」（以下「公表基準」という。）に基づき、懲戒処分事案を公表することとしている。

公表する内容は、事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性に関する情報（教職員にあっては所属、職名等）を個人が識別されない内容のものとすることを基本としている。ただし、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、個人が識別される内容のものとすることもある。他方、被害者又は関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある

場合その他公表することが適当でない認められる場合は、公表内容の一部又は全部を公表しないこととしている。

また、事案の公表は、京都大学記者クラブへの資料配付の外、学内公示（京都大学のウェブサイトへの掲載）により行っている。

なお、原則として公表から1か月を経過した時点でウェブサイトから公表資料を削除している。

- (イ) 本件懲戒事案のうち、公表基準により過去に公表していない3件については、法5条1号ただし書イに該当しないため、全ての欄の記述を不開示（ただし、「備考」欄の当該案件を公表していない旨の記述を除く。）とした。

エ 以下、上記ウの諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

- (ア) 法5条1号該当性について

文書1には、被処分者の懲戒処分の対象となった行為の内容及びこれに対する処分に関する記載が、当該被処分者の氏名、所属、職名等とともに記載されていることから、文書1に記載された情報は、被処分者に係る行ごとに、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

- (イ) 法5条1号ただし書該当性について

- a 法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、同号ただし書イにいう「公にされている情報」とは、開示請求時点において公表状態に置かれていると評価される情報を意味すると解される所、京都大学では、上記ウ（ア）のとおり、不祥事の再発防止に資することを目的として、懲戒処分事案の概要等を公表している。

これに対して、法では、独立行政法人等の諸活動を国民に説明する責務を全うするために、保有情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、なお個人情報については、法5条1号及び6条により、個人の権利利益を侵害する程度等との均衡を図りつつ、開示することが求められている。そうすると、上記の京都大学における公表目的と対比するとき、過去の一時点において懲戒処分事案の概要等が公表された場合、当該懲戒処分の対象となった行為の客観的態様の部分を除いた情報については、公表の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていくと認められる。また、被処分者の識別・特定に関する情報及び処分の内容に係る情報は、当該個人の処分歴として秘匿性の高い情報であ

ることから、その権利利益を守る必要性が増していくと認められる。それゆえ、公表後、相応の時間が経過したような場合においては、公表された情報のうち、被処分者が誰であるかに関する情報及び処分歴に関する情報は、もはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しないと解するのが相当である。

一方、公表から本件開示請求までの間が1年に満たない案件については、相当の時間が経過したとまでは認め難く、公表された情報と同一の部分について、今なお公表慣行を認めるべきである。

- b そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して確認させたところ、本件懲戒事案のうち、公表されてから本件開示請求までの間が1年に満たない事案は4件存在することであり、諮問庁から当該4件に係る公表資料の提示を受けて、当審査会において検討したところ、別紙2に掲げる部分は公表された情報と同一であると認められる。そうすると、これらの部分は今なお公表慣行を認めるべきであるから、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。
- c 他方、その余の不開示部分については、未公表の懲戒処分事案又は公表後本件開示請求までに1年以上経過した懲戒処分事案に係る情報のうち、被処分者の識別・特定に関する情報及び処分の詳細な内容に係る情報であると認められ、その外、公表慣行を認めるに足りる特段の事情も存しないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。
- d 次に、法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について検討すると、本件対象文書に記載された情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、同号ただし書ロに該当するとは認められない。また、本件懲戒事案の被処分者は独立行政法人等の職員であり、本件懲戒事案の中に被処分者の職務に関する部分が含まれているとしても、処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないことから、同号ただし書ハに該当するとは認められない。

(ウ) 法6条2項の部分開示の可否について

さらに、別紙2に掲げる部分を除く不開示部分について、法6条2項に基づく部分開示の可否を検討すると、「部局名」欄、「官職」欄及び「氏名」欄に記載されている情報は、特定の個人を識別できることとなる記述等の部分に該当するため、部分開示の余地は

ない。

その余の不開示部分については、これらを公にした場合、同僚、知人その他関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、懲戒処分の内容や懲戒処分の対象となった行為の詳細等、当該被処分者にとって他人に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、これを部分開示することはできない。

(エ)したがって、文書1の不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分については、法5条1号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分については、同号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2について

ア 文書2を見分したところ、文書2は、京都大学がハラスメント防止規程12条に基づき報告した83件の事案が記載された一覧表であると認められる。

当該一覧表には、「事案」欄、「申立て概要」欄、「申立日」欄、「開始報告日」欄、「3月経過報告日」欄、「終了報告日」欄、「備考」欄及び「報告部局」欄が設けられており、事案ごとに各欄に該当する情報が記載されている。

イ 以下、検討する。

(ア) 「事案」欄、「申立て概要」欄、「申立日」欄、「開始報告日」欄、「3月経過報告日」欄及び「報告部局」欄について

a 文書2には、具体的な申立人の氏名の記載は認められないものの、行ごとに特定の申立人に係るハラスメントに関する情報であると認められ、上記の各欄に記載されている情報は、申立人及び被申立人の学内における属性に関する情報や申立人が申し立てた具体的な内容等であると認められる。

そうすると、これらの情報の一部でも公になると、申立人の所属及び申し立てた時期が明らかとなり、申立人の友人や知人といった一定範囲の者には当該申立人の特定が可能となることから、これらの者に、申立人に係るハラスメントに関する情報という他人に知られたくない機微な情報が知られることになり、なお個人の権利利益が害されるおそれを否定し難い。

b そうすると、上記の各欄の不開示部分に記載されている情報は、法5条1号本文後段に該当し、また、同号ただし書イからハマでのいずれにも該当する事情は認められないことから不開示としたことは妥当である。

なお、諮問庁は、上記の各欄のうち「申立て概要」欄について

は法5条4号に該当する旨も説明するが、上記のとおりであり、同号該当性について判断するまでもない。

(イ) 「備考」欄について

- a 「備考」欄に記載されている情報は、申し立てられたハラスメントに関する調査結果の概要及びこれに基づく京都大学の対応等に関する情報であると認められる。
- b 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、当該不開示部分の不開示理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、ハラスメントに関する調査結果やその後の対応等については公表しておらず、これを公表すると、京都大学のハラスメント対応時の情報の守秘に対する信頼が崩れ、今後、申立人が相談窓口にはラスメントについて相談することをちゅうちょし、また、調査において率直な意見を述べることをちゅうちょする者が現れるなど京都大学のハラスメント対策事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明しており、これは否定し難い。
- c したがって、当該不開示部分に記載されている情報については、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 付言

処分庁は、本件開示請求に対し、法で定められた30日以内に開示決定等を行うことが困難であるとして、法10条2項に基づき開示決定等の期限を30日間延長したが、その延長した期限までに開示決定等を行わず、結局、その59日後（開示請求日から121日後）に開示決定等（原処分）を行っている。

本件はこの点につき、審査請求書において主張されていないことから、当審査会の判断の対象としていないが、このような処分庁の対応は、違法であるといわざるを得ず、今後は、開示請求に係る事務手続を法に従って適切に行うべきである。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とした各決定については、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

(別紙 1) 本件対象文書

文書 1 懲戒・訓告等実施一覧

文書 2 ハラスメント防止規程第 1 2 条に基づく報告状況一覧

(別紙 2) 開示すべき部分

- 1 文書 1 の 3 ページ目の 4 段目ないし 7 段目の事案の「部局名」欄の不開示部分
- 2 文書 1 の 3 ページ目の 5 段目及び 7 段目の事案の「氏名」欄の不開示部分
- 3 文書 1 の 3 ページ目の 7 段目の事案の「発生日」欄の不開示部分